○厚生労働省令第二十九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項の規定に基づき、事務所衛生基準規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令

事務所衛生基準規則（昭和四十七年労働省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（空気調和設備等による調整） **第五条**　（略） ２　（略） ３　事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十八度以上二十八度以下及び相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下になるように努めなければならない。	（空気調和設備等による調整） **第五条**　（略） ２　（略） ３　事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室の気温が十七度以上二十八度以下及び相対湿度が四十パーセント以上七十パーセント以下になるように努めなければならない。
附　則 この省令は、令和四年四月一日から施行する。	

○農林水産省令第十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月一日

農林水産大臣　金子原二郎

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	**附　則** （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○国土交通省令第十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十九条第三項及び第八十五条第三項並びに新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二十九条において準用する土地区画整理法第八十五条第一項及び第三項の規定に基づき、土地区画整理法施行規則及び新都市基盤整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

土地区画整理法施行規則及び新都市基盤整備法施行規則の一部を改正する省令

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第一条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
様式第八（第十六条関係） 借地権申告書 令和　年　月　日	様式第八（第十六条関係） 借地権申告書 令和　年　月　日